

お知らせ

令和3年3月15日

**審査事務規程の一部改正（並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化等
について）に係るパブリックコメントの募集に係る補足説明について**

独立行政法人自動車技術総合機構は、3月9日から、並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化等に係る審査事務規程改正の[パブリックコメントの募集](#)を実施しているところですが、以下のような誤った認識に基づくご意見が多数寄せられておりますので、改正内容をより正しくお伝えするために、補足説明させていただきます。

- ① WVTA ラベル等の申請に関して自動車製作者の証明が必要
- ② 技術基準等に適合することを証する書面は、全て自動車製作者が発行したものに限り
- ③ 旧車が登録できなくなる

➤ **①についての補足説明**

WVTA ラベル等の真正性の確認については、場合によっては架装事業者等の連絡先を求めることはありますが、基本的に当機構で確認することを前提としております。

➤ **②についての補足説明**

今回、技術基準等の適合性を証する書面の統一化を図ることとしているのは、当該並行輸入自動車の構造・装置が、技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と同一構造、同一位置であるとして技術基準等の適合性を証明する場合にのみ、「原則、自動車製作者等から発行されたものに限り」としております。

従いまして、これまで技術基準等の適合性を証するものとして取り扱ってきた書面等（WVTA ラベル又はプレート、FMVSS ラベル、CMVSS ラベル等を含む）が使用できなくなるということではありません。

➤ ③についての補足説明

技術基準等の適用日以前に製作された、いわゆる旧車（クラシックカー）等、技術基準等が適用されない並行輸入自動車の取扱いは何ら変更しておりませんので、今までどおりとなります。

当機構としては、安全で環境にやさしい交通社会の実現に向けて、的確で厳正かつ公正な審査の実施を目指しますので、ご理解・ご協力の程、よろしく願いいたします。

お問い合わせ先 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課 電話 03-5363-3441（代表） FAX 03-5363-3347
